第二十四条の九中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

第二十八条第一号中「又は第二項」を削り、「又は資料の提出の命令」を「及び資料の提出の命令並びに同条第二項の規定による報告及び資料の提出の求め」に改める。

第二十八条の二第一項第七号中「命令」を「求め」に改める。

第二十八条の三第一項第六号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改め、同項第七号中「命令」を「求め」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第十五条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の九第一号及び第二号中「（紛争解決等業務を行う者の指定）」を削り、同条第三号中「（指定紛争解決機関）」を削り、同条第四号及び第五号中「（紛争解決等業務を行う者の指定）」を削り、同条第十五号とし、同条第十四号中「（紛争解決等業務を行う者の指定）」を削り、同号を同条第十四号とし、同条第十三号中「（紛争解決等業務を行う者の指定）」を削り、同号を同条第十三号とし、同条中第十一号を第十二号とし、同条第十号中「（紛争解決等業務を行う者の指定）」を削り、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「（紛争解決等業務を行う者の指定）」を削り、同号を同条第十号とし、同条第八号中「（紛争解決等業務を行う者の指定）」を削り、同号を同条第九号とし、同条第七号中「（紛争解決等業務を行う者の指定）」を削り、同号を同条第八号とし、同条第六号中「（紛争解決等業務を行う者の指定）」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定

第四十七条第一項第一号、第四項第三号、第十一項第一号及び第十四項第一号並びに第四十八条第三項第十七号、第七項第二号及び第十二項第三号中「命令」を「求め」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「命令」を「求め」に改める。

附則第十三条第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に改め、同条第二項の表第五十二条の七十三第三項第二号の項中欄中「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に改め、同表第五十七条の七第二項の項の次に次のように加える。

第六十三条の二の五第一号	に規定する	（第二号を除く。）に規定する
第六十三条の二の五第三号	第六号	第二号及び第六号

附則第十四条第二項の表金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項の項の次に次のように加える。

資金決済に関する法律第六十三条の三十九第二号	第二条第二十九項第九号から第十五号までに掲げる者	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社

附則第十四条第二項の表特定商取引に関する法律施行令別表第二第二十九号の項中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改め、同表銀行法施行令第七条、第十六条の六の二第一項第一号及び第三号並びに第二項並びに第十六条の六の三第一項の項中「第七条」を「第七条並びに」に改め、「並びに第十六条の六の三第一項」を削り、同表金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十六条第十四号の項中「第十六条第十七号」を「第十六条第十七号」に改め、同表資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第十三条第二号の項中「第十三条第二号」を「第十三条第三号」に改め、「及び第二十一条第二号」を削り、同表資金決済に関する法律施行令第二十一条第二号の項を削る。

附則第二十一条第一号中「命令」を「求め」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産」を「暗号等資産（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産」に、「暗号資産関連金融指標」を「暗号等資産関連金融指標」に、「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）」を「同法」に改め、同条第十号ハ中「暗号資産関連金融指標」を「暗号等資産関連金融指標」に改める。

第十九条第五項第二号中「暗号資産及び暗号資産関連金融指標」を「暗号等資産及び暗号等資産関連金融指標」に改める。

（金融サービスの提供に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「次条第二号」を「次条第三号」に改める。

第六条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下この章において同じ。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに法第三条第一項第六号、第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

第七条第二号中「暗号資産（」を「電子決済手段又は暗号資産（」に、「（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項」を「第二条第十四項」に改める。

第八条中「第六条第二号」を「第六条第三号」に改める。

第九条中「財産は、」の下に「電子決済手段又は」を加える。

第十条第二号中「第六条第二号」を「第六条第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第六条第二号に掲げる行為にあっては、電子決済手段に表示される権利の内容（当該権利が存在しないときは、その旨）及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

第十二条第三項第十号中「第十三条の四」の下に「又は第五十二条の六十の十七」を加え、同項に次の一号を加える。

十五　資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項

第十六条第六号中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に、「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改め、同条中第十七号を第二十号とし、第十四号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十六　銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者